

平成23年度 限度額を超えた随意契約情報一覧表 部局名: 対馬振興局

H24.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
1	対馬振興局	建設部 管理課	H23.4.1	竹敷港環境整備施設 管理委託	1,540,000	対馬市厳原町国分1441 対馬市長	当該施設は完成後の維持・管理について対馬市と共同 して行うこととして整備したものである。 また、当該施設は地域に密着した施設であるため、使 用形態や地元の要望を密に管理に反映させる必要が ある。 このため、地域に精通すると共に、市営の公園等で同 様な公共物の維持管理を行い豊富な経験をもち、行政 責任を有する対馬市以外に委託できない。	第167条の2 第1項 第2号
2	対馬振興局	管理部 総務課	H23.4.1	対馬振興局庁舎宿日 直業務委託	2,879,200	個人のため非開示	宿日直業務には、庁舎の管理以外にも気象警報発表 時の緊急連絡等の重要な業務が含まれており、契約 の相手方については面接等により実際の業務を行う個 人の適性を判断する必要がある。	第167条の2 第1項 第2号
3	対馬振興局	管理部 総務課	H23.4.1	佐須奈地区 燃料・油脂等購入単価 契約	レギュラー @ 170 軽油 @152 灯油 @109	対馬市上県町佐須奈乙850番 地 株式会社 倉成石油	佐須奈地区(上県)でのガソリン給油所は2者しか ない。そのうち1者は設立から1年程度しかた っておらず、県の物品登録申請中であるため入 札による指名ができず、競争入札ができない。よ って2者見積による随意契約とした。	第167条の2 第1項 第2号
4	対馬振興局	建設部 道路課	H23.4.1	22線単起防災第1002- 3号 主要地方道厳原豆 美津島線道路災害防 除工事(監督補助業務 委託)	9,072,000	大村市池田2丁目1311-3 (財)長崎県建設技術研究セン ター	当業務は、工事の施工状況や工事請負者から提出 された承諾願い等について、設計図書と照合を行 い、その結果を監督職員に報告するものであり、 報告に虚偽や誤脱があった場合は、監督職員に よる判断や工事成績の評定に大きな影響を 与える業務である。また、各工事請負者が保有 する施工ノウハウの情報管理(他の建設業者へ の情報漏えい防止)も必要である。このため、 建設業者より資金面や人事面等で直接的な影 響を受けず、当該業務の経験も豊富な(財)長 崎県建設技術研究センターを契約の相手方とし て特定する。	第167条の2 第1項 第2号
5	対馬振興局	建設部 道路課	H23.4.1	22線単災防第1002-5 号 一般国道382号道路 災害防除工事(監督補 助業務委託)	9,072,000	大村市池田2丁目1311-3 (財)長崎県建設技術研究セン ター	当業務は、工事の施工状況や工事請負者から提出 された承諾願い等について、設計図書と照合を行 い、その結果を監督職員に報告するものであり、 報告に虚偽や誤脱があった場合は、監督職員に よる判断や工事成績の評定に大きな影響を 与える業務である。また、各工事請負者が保有 する施工ノウハウの情報管理(他の建設業者へ の情報漏えい防止)も必要である。このため、 建設業者より資金面や人事面等で直接的な影 響を受けず、当該業務の経験も豊富な(財)長 崎県建設技術研究センターを契約の相手方とし て特定する。	第167条の2 第1項 第2号

平成23年度 限度額を超えた随意契約情報一覧表 部局名: 対馬振興局

H24.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
6	対馬振興局	建設部 道路課	H23.4.1	22線単起災防第1007-10号 主要地方道上県小鹿 港線道路災害防除工 事(監督補助業務委 託)	6,615,000	大村市池田2丁目1311-3 (財)長崎県建設技術研究セ ンター	当業務は、工事の施工状況や工事請負者から提出された承諾願い等について、設計図書と照合を行い、その結果を監督職員に報告するものであり、報告に虚偽や誤脱があった場合は、監督職員による判断や工事成績の評定に大きな影響を与える業務である。また、各工事請負者が保有する施工ノウハウの情報管理(他の建設業者への情報漏えい防止)も必要である。このため、建設業者より資金面や人事面等で直接的な影響を受けず、当該業務の経験も豊富な(財)長崎県建設技術研究センターを契約の相手方として特定する。	第167条の2 第1項 第2号
7	対馬振興局	建設部 対馬空港 管理事務所	H23.4.1	対馬空港消防業務委 託	48,040,000	対馬市巖原町国分1441 対馬市長	業務の性質上、契約の相手方は消防業務を担当する対馬市に限られる。	第167条の2 第1項 第2号
8	対馬振興局	建設部 対馬空港 管理事務所	H23.4.1	対馬空港照明施設維 持管理業務委託	13,125,000	対馬市巖原町小浦79-2 株式会社 九電工 対馬営業所	空港業務の円滑な遂行のためには、緊急時の対応や定期的な保守管理が不可欠であるが、業務体制や技術力の点から見て、島内において条件を満たすのは(株)九電工対馬営業所に限られる。	第167条の2 第1項 第2号
9	対馬振興局	対馬保健所	H23.4.1	犬捕獲抑留等業務委 託	2,870,000	個人のため非開示	本業務は狂犬病予防法に基づく、野犬の捕獲抑留並びに動物愛護及び管理に関する法律に伴う取引犬等の殺処分及び焼却処分を行う特殊業務である。契約相手方は、地域・地形及び犬・ねこの習性等を熟知しており、経験豊富で捕獲技術も優れている。	第167条の2 第1項第2号
10	対馬振興局	建設部 道路課	H23.5.11	23単起交整第1001-4 号 対馬振興局建設部積 算技術業務委託(その 1)	12,442,500	大村市池田2丁目1311-3 (財)長崎県建設技術研究セ ンター	当業務は、予定価格算出の基礎となる設計書を作成するものであり、入札参加者等への情報漏えい防止が必要であるとともに、設計書作成に使用する県の積算システム(プログラム及びデータ)の流出防止も必要である。 このため、建設業者より資金面や人事面等で直接的な影響を受けず、当該業務の経験も豊富な財団法人長崎県建設技術研究センターを契約の相手方として特定する。	第167条の2 第1項第2号

平成23年度 限度額を超えた随意契約情報一覧表 部局名: 対馬振興局

H24.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
11	対馬振興局	建設部 対馬空港 管理事務所	H23.6.1	対馬空港有害鳥捕獲 業務委託	1,298,220	対馬市美津島町鶏知乙621-2 対馬猟友会	有害鳥の捕獲業務は、狩猟免許を有している者しか行うことはできないため、対馬市内において実施が可能な機関は対馬猟友会に限られる。	第167条の2 第1項 第2号
12	対馬振興局	建設部 道路課	H23.6.10	23起単改第1021-1号一般県道瀬浦厳原港線道路改良工事(防護柵賃料)	2,770,950	対馬市上県町飼所823番地 株式会社 昭大建設	平成22年度の工事で設置した防護柵は、工事完了後も土砂の道路への飛散防止を目的として、引き続き供用することとしている。土木工事積算資料によると、存置した仮設物の積算については、原則として仮設物を設置した請負業者との随意契約により行うものとしている。	第167条の2 第1項第2号
13	対馬振興局	建設部 港湾漁港課	H23.6.17	23対漁生基第1-3号豆殿地区水産生産基盤整備工事(実証試験業務委託)	19,950,000	東京都千代田区内神田1-14-10 (財)漁港漁場漁村技術研究所	本業務を行うには、 漁港・漁村における自然エネルギーの利活用に関する知識 電動漁船に関する知識 漁業の実作業や漁港の施設及び運用実態に関する知識 漁業の現状と課題への認識 を持って、漁港全体を対照とした経済性、効率性、安全性及び将来を見据えた運用性等幅広い観点から、総合的かつ行政的評価・判断が求められるものである。 このことを踏まえ、唯一本調査の実施ができるのは、過去に 「自然エネルギー等活用普及検討会」、及び「漁港施設への太陽光パネル設計」の業務実績を有し、 「産地の省エネルギー技術開発事業」の一環として、電動漁船の開発に係る実証試験についての調査を行い、 「漁港・漁場施設の設計の手引き」の作成・取りまとめに携わり、 「産業連関分析」、「漁村の就労環境改善のための普及啓発活動」などを適正かつ円滑に運営・実施し、 全国各地の漁港漁村に係る調査・研究により漁港漁村の実態を把握している「(財)漁港漁場漁村技術研究所」のみである。	第167条の2 第1項 第2号

平成23年度 限度額を超えた随意契約情報一覧表 部局名: 対馬振興局

H24.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
14	対馬振興局	建設部 道路課	H23.6.28	23都単地第1-1号 都市計画道路厳原 豆酸美津島線自治 体管路(NTT)設置工 事	7,784,700	福岡市博多区東比恵2丁目3 番7号 エヌ・ティ・ティ・インフ ラネット株式会社	自治体管路方式による電線類地中化工事を実施するに当たり、的確な業務処理と円滑な工事実施並びに設備の運営を図るため、管路設備の設計、施工及び維持、管理の受委託に関し、長崎県は電線管理者である西日本電信電話株式会社と「自治体管路方式に関する基本協定書」を締結し、基本協約書により、エヌ・ティ・ティ・インフラネット株式会社に施工を委託している。	第167条の2 第1項第2号
15	対馬振興局	建設部 河川防災課	H23.6.28	寺ノ前(他1)地区急傾 斜地崩壊対策工事(分 筆登記業務委託)	2,269,050	公共嘱託登記土地家屋調査士 協会	公共嘱託登記土地家屋調査士協会は土地家屋調査士法第63条で官公署等の公共の利益となる事業を行うものによる不動産の表示に関する登記に必要な調査若しくは測量又はその登記の嘱託若しくは申請の適正かつ迅速な実施に寄与することを目的として設立された県内唯一の社団法人である。また委託業務は地域や業務内容により最も適当と認められる者を公嘱協会が社員の中から選定し、あたらせることになっており、業務の確実な履行が期待できる。	第167条の2 第1項第2号
16	対馬振興局	建設部管理課	H23.7.5	厳原港・比田勝港旅客 埠頭保安規定改定業 務委託	6,667,500	保安上の理由により非開示	当業務は、国際条約に基づいた港湾におけるテロ等の破壊行為に対応する保安規程を国が定めたガイドラインに基づき改定するもので、特殊な専門知識を必要とする。 当業務に必要なガイドライン等は、その機密性から一般には開示することは出来ない。 このため、業務内容を公表する競争入札は出来ないものであり、最新の国際港湾情報収集・蓄積に努め、国際的な港湾における保安対策について精通しており、国等の同種の業務を行っているしか考えられない。	第167条の2 第1項 第2号
17	対馬振興局	建設部 対馬空港 管理事務所	H23.7.26	対馬空港化学消防車 車検業務	1,740,923	対馬市美津島町鶏知乙528 有限会社 松村自動車整備工場	化学消防車は対馬空港の運用上必須であり、車検及び整備は空港の運用時間外(20:30~7:30)に行う必要がある。また、時間外であっても緊急時には化学消防車を対馬空港に早急に戻す必要がある場合も考慮したところ、その要件を満たす業者が(有)松村自動車整備工場に限られる。	第167条の2 第1項 第2号

平成23年度 限度額を超えた随意契約情報一覧表 部局名: 対馬振興局

H24.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
18	対馬振興局	建設部 道路課	H23.7.29	都市計画道路蔵原 豆酸美津島線自治 体管路(九電)設置 工事	18,674,250	福岡市中央区渡辺通2丁目1 番82号 九州電力株式会社福岡お客 様センター	自治体管路方式による電線類地中化工事を実施するにあたり、的確な業務処理と円滑な工事実施並びに設備の運営を図るため、管路設備の設計、施工及び維持、管理の受委託に関し、対馬振興局は電線管理者である九州電力株式会社と「自治体管路方式に関する基本協定書」並びに「自治体管路に関する細目協定書」を締結し、協定に基づき、業務が行われるものであり、契約の性質又は目的は競争入札に適さず、相手方も特定できるものである。	第167条の2 第1項第2号
19	対馬振興局	建設部港湾漁港課	H23.8.1	比田勝港改修工事 (監督補助業務委託)	10,584,000	大村市池田2丁目1311番地3 (財)長崎県建設技術センター	当業務は、工事の施工状況や工事請負者から提出された承諾願い等について、設計図書と照合を行い、その結果を監督職員に報告するものであり、報告に虚偽や誤脱があった場合は、監督職員による判断や工事成績の評定に大きな影響を与える業務である。また、各工事請負者が保有する施工ノウハウの情報管理(他の建設業者への情報漏えい防止)も必要である。このため、建設業者より資金面や人事面等で直接的な影響を受けず、当該業務の経験も豊富な(財)長崎県建設技術研究センターを契約の相手方として特定する。	第167条の2 第1項 第2号
20	対馬振興局	建設部港湾漁港課	H23.9.1	蔵原港社会資本整備 総合交付金工事 (監督補助業務委託)	10,584,000	大村市池田2丁目1311番地3 (財)長崎県建設技術センター	当業務は、工事の施工状況や工事請負者から提出された承諾願い等について、設計図書と照合を行い、その結果を監督職員に報告するものであり、報告に虚偽や誤脱があった場合は、監督職員による判断や工事成績の評定に大きな影響を与える業務である。また、各工事請負者が保有する施工ノウハウの情報管理(他の建設業者への情報漏えい防止)も必要である。このため、建設業者より資金面や人事面等で直接的な影響を受けず、当該業務の経験も豊富な(財)長崎県建設技術研究センターを契約の相手方として特定する。	第167条の2 第1項 第2号
21	対馬振興局	建設部用地課	H23.10.27	久根川総合流域防災 工事 (海外在住法定相続人 所在調査及び補償説 明等業務委託)	1,047,900	福島県福島市北五老内町1番3 号 (株)高橋不動産鑑定事務所	当該業務は、海外に在住すると思われる相続人の所在を調査するものであり、この遂行にあたっては、関係者(アメリカ人等)との十分な意思疎通と理解を得る必要があり、とりわけ語学力が重要である。本県においては本件業務を取り扱う業者はない。(株)高橋不動産鑑定事務所は、語学力及び米国の事情に精通し、また、相続制度にかかる法制度にも詳しく、他県において本件と同様の業務について多くの実績を有しており、その経験及びスタッフによる業務遂行能力は十分に信頼できるものであるため、本件業務を効率的に遂行できる業者は他にないと考えられることから、(株)高橋不動産鑑定事務所を契約の相手方として特定する。	第167条の2 第1項 第2号

平成23年度 限度額を超えた随意契約情報一覧表 部局名: 対馬振興局

H24.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
22	対馬振興局	建設部管理課	H23.11.1	平成23年度海岸漂着物地域推進対策事業(地域グリーンニューディール基金事業)	47,206,737	対馬市厳原町国分1441 対馬市長	海岸漂着物地域対策推進事業は、対馬島内全域における海岸漂着物の除去を目的とした事業である。県の所管は、海岸法により指定された保全区域及び県営の港湾・漁港の区域であり、対馬市の所管は、県の区域外の海岸線全てが対象となる。 漂着物対策(除去)を行う場合、地区の海岸線を一連で実施する必要があるが、県と市の管理海岸が複雑に入り組んでいることと、気象条件により漂着物が移動することから、効率的な事業を行うため市と協議を行った。 結果、県市が別々に事業を行うことは不合理であると意見が一致し、県管理分も対馬市へ委託することとした。	第167条の2 第1項 第2号
23	対馬振興局	建設部 道路課	H23.12.20	23単起災防第1001-4号 対馬振興局建設部積算技術業務委託(その2)	3,538,500	大村市池田2丁目1311-3 (財)長崎県建設技術研究センター	当業務は、予定価格算出の基礎となる設計書を作成するものであり、入札参加者等への情報漏えい防止が必要であるとともに、設計書作成に使用する県の積算システム(プログラム及びデータ)の流出防止も必要である。 このため、建設業者より資金面や人事面等で直接的な影響を受けず、当該業務の経験も豊富な財団法人長崎県建設技術研究センターを契約の相手方として特定する。	第167条の2 第1項第2号
24	対馬振興局	建設部管理課	H23.12.26	竹敷港における一般廃棄物(放置船舶)収集運搬及び処分業務委託	5,775,000	対馬市美津島町鶏知乙481-21 (株)不動産事	対馬振興局保健部衛生環境課及び対馬市環境政策課と事前協議の上、当該放置船舶を一般廃棄物(木くず)として処理することとした。一般廃棄物の収集・運搬及び処分については、対馬市から廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく一般廃棄物処理業の許可を得ている業者に排出者から直接発注する必要がある。今回の業務を行うにあたり必要な許可(木くずの収集運搬及び木くずの処分)を持った業者は2者あるが、1者には当該放置船舶を運搬する能力がなく業務が行うことができないことを業者自身に確認している。  以上のことから、対馬市から木くずの収集運搬及び木くずの処分にかかる一般廃棄物処理業の許可を有し、当該放置船舶を処理する能力を有する業者は株式会社 不動産事の他になく契約の相手方として特定する。	第167条の2 第1項 第2号